

瀬戸内海国立公園（六甲地域）
管理運営計画書

令和 3 年12 月 1 日

近畿地方環境事務所

目次

第1. 管理運営計画作成の経緯・目的	1
第2. 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の概況	2
1. 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の指定及び計画の変遷	2
2. 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の特色	2
(1) 自然環境.....	2
(2) 社会環境.....	4
第3. 国立公園六甲山ビジョン（六甲山の将来あるべき姿）	7
1. 国立公園六甲山ビジョンの位置づけ.....	7
2. 瀬戸内海国立公園六甲地域の特徴・らしさ、課題	7
(1) 瀬戸内海国立公園六甲地域の特徴・らしさ.....	7
(2) 瀬戸内海国立公園六甲地域の主な課題.....	9
3. 国立公園六甲山ビジョン	10
4. 六甲山トレイル満喫プラン・眺望満喫プラン.....	11
(1) 六甲山トレイル満喫プランの概要.....	11
(2) 六甲山眺望満喫プラン.....	13
第4. 管理運営方針.....	15
1. 自然環境保全に係る課題に対する管理運営方針.....	15
2. 適正な公園利用の推進に係る課題に対する管理運営方針.....	17
3. 地区ごとの管理運営方針.....	21
4. 特に保全すべき植生及び特殊景観に関する保全管理方針.....	25
第5. 公園事業及び行為許可等の取り扱いに関する事項.....	28
(1) 許可・届出等取扱方針	28
(2) 公園事業取扱方針	49
第6. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項	55
1. 総合型協議会	55
2. 六甲山ランドデザインとの連携	55

第1. 管理運営計画作成の経緯・目的

瀬戸内海国立公園六甲地域は昭和31年5月1日に瀬戸内海国立公園区域に編入され、古くから関西における保養・避暑の適地として親しまれてきたほか、都市住民の身近な野外レクリエーションの場として、さらには阪神の大都市・大阪湾から淡路島・紀伊半島のパノラマ眺望の場としても親しまれてきた。

しかしながら、阪神・淡路大震災以降の利用者数の減少や利用ニーズの変化によって、利用されずに遊休化・老朽化した企業の保養所・別荘等が風致を害するなどの様々な課題が生じており、国立公園としての適正な保護及び利用の推進が急務となっている。

そのため、本地域の保全や利用に関して、関係者による意見交換や諸般の課題の検討を行うことを目的とした「国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会」を平成28年に設置し、本地域における国立公園計画の第4回点検についても協議を行ってきた。

第4回点検では、大都市の近郊にありながら豊かな自然が保全されているという本地域の最大の特徴を活かすとともに、質の高い公園利用サービスが提供されることを目的に、六甲山及び摩耶山集団施設地区の指定をはじめ利用施設の整理や地種区分の変更等、風致保護や利用推進と施設の再整備、効果的な協働型管理運営が行えるよう公園計画が見直されたところである。

本管理運営計画は、第4回点検結果を踏まえて国立公園管理運営業務の一層の徹底が図られることを目指すとともに、国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会の場において策定された国立公園の目指すべき姿や国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について関係者間で共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的としている。

第2. 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の概況

1. 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の指定及び計画の変遷

昭和31年 5月 1日	公園編入	公園区域指定
昭和32年 10月 23日	特別地域指定	地種区分及び公園計画の指定
昭和46年 4月 12日	公園計画変更	公園区域の変更(縮小)、特別保護地区指定
昭和57年 2月 17日	公園計画変更	公園区域の変更、特別地域の一部変更
昭和59年 6月 15日	公園計画再検討	公園区域、保護計画、利用計画の全般的な見直し
平成 5年 7月 19日	第1次点検	公園区域、保護計画、利用計画の変更
平成 9年 12月 16日	公園計画変更	近畿自然歩道線道路(歩道)の追加
平成13年 3月 30日	第2次点検	変更なし
平成22年 2月 9日	第3次点検	変更なし
平成30年 8月 13日	第4次点検	区域の明確化、集団施設地区指定とそれに伴う地種区分変更

2. 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の特色

(1) 自然環境

①地形・地質

六甲山は、約100万年前から始まった六甲変動と呼ばれる東西からの強い力による地殻変動により形成された隆起準平原である。山頂付近には起伏の少ない平坦な地形が広がっているが、南北の斜面、特に南斜面は急峻である。また、多数の断層が存在し、南斜面には六甲―淡路断層帯を構成する五助橋断層、芦屋断層等が見られ、芦屋奥池等はこれらの断層運動により生じた階段状の平坦地である。北斜面には有馬―高槻断層帯を構成する六甲断層等が見られ、蓬莱峡や白水峡等の谷を形成する。

六甲山の地質の多くは花崗岩であり、これが断層運動による破壊と風化によりマサ土となって表土を形成している。そのため、六甲山の土壌は非常に脆弱で、大雨が降るたびに土砂災害を発生させてきた。蓬莱峡や白水峡の断層破碎帯では、風化と浸食により、凹凸の激しい裸の岩が露出する、いわゆる「悪地(バッドランド)地形」を呈しており、特異な景観が見られる。



悪地地形（ロックガーデン）

②植生

六甲山の気候は、標高750mを境に上部が冷温帯、下部が暖温帯となっている。そのため、原植生は上部が夏緑樹林、下部が照葉樹林となる。しかしながら、六甲山では古

くから木材利用等を目的とした伐採が繰り返されており、江戸時代にはほとんどはげ山となっていた。現在の六甲山の植生は、明治時代に開始された植林事業により回復したものであり、大部分が人為の加わった二次植生となっており、植生分布も人為的な影響を受けたものとなっている(表)。残存する自然林はわずかであり、摩耶山旧天上寺周辺のウラジログシ-サカキ群落、再度山大龍寺付近のコジイ-カナメモチ群集、摩耶山国有林内の天然スギを主体とした針広混交林、紅葉谷上部のブナ-シラキ群集が挙げられる。

ほかに特筆すべき植生として、芦屋奥池上部及びイモリ池の湿地植物群落、二次植生であるが東お多福山一帯の半自然草原(ススキ-ネザサ群落)がみられる。

表 六甲山の主な植生分布

植生	標高帯	主要な構成種	備考
ブナ-スズタケ群落	南斜面 750~850m 北斜面 650~750m	高木 ブナ、イヌブナ、コハウチハカエデ、アカシデ、イタヤカエデ 亜高木 アセビ、オオカメノキ、シキミ、ベニドウダン、シラキ、スズタケ 低木 タムシバ、ウンゼンツツジ、コアジサイ	北斜面に多い
ウラジログシ群落	南斜面 350~750m 北斜面 250~650m	高木 ウラジログシ、アラカシ、ツクバネガシ、モミ、ツガ、タカノツメ、シロダモ、イロハモミジ 亜高木 ヤブニッケイ、ヤブツバキ、アセビ、クロモジ、シキミ、ヤマボウシ 低木 ヒイラギ、ヒサカキ、イヌツゲ、アオキ	北東斜面に多い
シイ-カナメモチ群落	南斜面 100~350m 北斜面 ~250m	高木 シイ、ナナメノキ、リンボク、クロガネモチ、ヤマモモ、アカガシ、ツクバネガシ、モチノキ、カゴノキ、アラカシ、ヒメユズリハ、ヤブツバキ 亜高木 ソヨゴ、シャシャンボ、カクレミノ、クロバイ、イスノキ、カナメモチ 低木 イヌビワ、イヌセンリョウ	南及び北東面斜に多い
アラカシ-ヒメユズリハ群落	南斜面 20~100m	高木 ヒメユズリハ、アラカシ、ナナメノキ、カクレミノ、クスノキ、モチノキ 亜高木 ネズミモチ、ヒサカキ、ヤブニッケイ、イヌビワ、カクレミノ、シャシャンボ、カナメモチ 低木 アオキ	南斜面または北東斜面に多い

植生	標高帯	主要な構成種	備考
ウバメガシ群落	南斜面 20～100m	高木 ウバメガシ	南斜面に多い
ハンノキ群落		高木 ハンノキ	河川沿いに多い
アカマツ-ハナゴケ群落		低木 アカマツ、ナツハゼ	山頂の岩上に多い



ブナ林（紅葉谷）



ススキ草原（東お多福山）

③野生動物

ほ乳類については、イノシシ、ニホンリス、イタチ、テン、ノウサギ等が確認されている。スミスネズミは六甲山で発見され、タイプ標本が作られたことから、発見者の英国人の名前にちなんで命名された在来のネズミである。

鳥類はオオルリ、サンショウクイ等森林性鳥類を中心に多様な種が確認されている。昆虫類では、ハッチョウトンボやエゾゼミのような北方系の要素を含むことが特徴である。

(2) 社会環境

①利用の変遷

六甲山は、古くから修験道等民間信仰の霊場として人々に利用されていたが、その土地・自然資源が現在のように利用されるようになった直接の契機は、明治時代に神戸に定着した外国人貿易商が避暑のための別荘地等として利用し始めたことにある。

別荘地利用の拡大につれ、明治36年には六甲ゴルフ場が開設され、また登山道も徐々に整備され始めた。続いて大正時代に入り、摩耶ケーブルのようなレクリエーション目的の交通施設が建設されるようになった。

昭和に入るとレクリエーション施設の開発が本



六甲山上駅

格的になり、昭和18年までには六甲山高山植物園・カンツリーハウス・中央森林公園のほか、裏六甲・表六甲・再度・奥摩耶・西六甲の各ドライブウェイ（但し、後二者は昭和18年に軍用道路として建設された。）や、六甲ロープウェイ、六甲山ホテル、六甲オリエンタルホテル、凌雲荘等が次々と建設された。また、今日のような大衆的利用とはならなかったものの、日本人も六甲登山に親しむようになった。

戦後、レクリエーション施設の新設は、芦屋カンツリーゴルフ場、摩耶ロープウェイ、六甲有馬ロープウェイ、六甲山牧場等に留まったが、市民の生活等の変化により京阪神大都市圏等からのレクリエーション需要が著しく高まり、六甲の利用者数が急速に増加するとともに、一部の別荘の保養所化や一部施設での収容力の大きい都市的施設への改変が行われた。また、私鉄企業による利用者増加策ともあいまって、市民による登山・ハイキングも盛んになった。しかし、その一方では分譲地開発及び別荘の住宅化により、六甲山内の常住人口が増大した。なお、この間の昭和31年に六甲山系の主要部が瀬戸内海国立公園に指定された。

以上のような著しい都市的利用の増加が目立った六甲地域においても、社会の変化に呼応して、昭和40年代後半から市民による登山・ハイキングの日常化、一部施設での自然解説機能の整備等、自然公園にふさわしい利用の拡大が見られた。

一方、平成7年の阪神・淡路大震災の発災により、六甲地域でも各所で土砂崩れ等が発生し、ケーブルカーやロープウェイが長期運休したことなどにより、公園利用者が減少し、未だ震災前の利用者数には回復していない。

近年では、平成22年から六甲山全体を会場とした芸術展として毎年秋に六甲ミーツアートが開催され、若者を中心に多数の利用者が六甲山を訪れている。またケーブルカー等の乗客のうちおよそ四分の一を外国人利用者が占めるなどインバウンドの増加も顕著であり、利用者層や利用形態の変化が見られる。

②災害と防災の変遷

古くから山火事や過度の伐採等により、中世後期にはすでに六甲山系の多くの地域で植生が荒廃しており、江戸時代以降度重なる土砂災害の記録がある。明治29年の大水害を契機に、明治30年から本格的な砂防事業が開始され、明治35年から再度山で試験植樹が行われた。以降六甲山全域において主に防災を目的とした植林等が続けられ、現在では、自然植生に近い外観を呈する地域が多くなった。

平成8年3月には国土交通省近畿地方整備局により「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」が、平成24年4月には神戸市により「六甲山森林整備戦略」が策定され、土砂災害の防止や自然環境の保全、自然とのふれあいの推進を主眼においた森林整備が行われている。

近年は、豪雨や台風による大規模な土砂崩れが多発しており、平成30年7月豪雨では長期にわたる道路の寸断も発生し、復旧・対策工事が各所で行われている。

③利用の現況

本地域の主な利用形態は、観光施設利用、風景（眺望）鑑賞、登山等が大部分を占めている。神戸市観光統計によれば、平成29年度の六甲・摩耶エリアの観光入込客数は208万人と推計されている。近年は東アジアを中心に外国人利用者が増加している。

利用施設としては、阪神間市街地の眺望を楽しむことができる展望園地のほか、冷涼な気候を利用した高山植物園やフィールドアスレチック等の屋外レクリエーション施設、観光牧場等があり、京阪神住民が比較的気軽に日帰り利用する行楽地となっている。

公園内外には電車やバス、ケーブルカー等の各種公共交通が整備されており、公共交通により訪れる利用者が多い。また、ケーブルカーやロープウェイにより短時間で山上に至ることができ、神戸市街地や有馬温泉等の公園外と一体的に利用されている。

登山道は網の目のように張り巡らされ、おもむきの異なる様々なルートを楽しむことができるため、京阪神地域を中心に多数の利用者が訪れる。鉄道駅からそのまま歩いて登山できる点も特徴で、山麓の市民による毎日登山等本地域ならではの利用形態も見られる。冬季は降雪・凍結があるため利用が減少する一方で、大都市の近郊でも寒冷な立地を活かした人工スキー場が営業されている。



掬星台



六甲ガーデンテラス



摩耶史跡公園



登山道（六甲全山縦走線）

第3. 国立公園六甲山ビジョン（六甲山の将来あるべき姿）

1. 国立公園六甲山ビジョンの位置付け

本地域の適正な保護及び利用の推進を図るためには、地域の管理運営に関わる多様な関係者が協働して取組を進める必要がある。このことから、国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会において平成30年3月に策定した「国立公園六甲山ビジョン（六甲山の将来あるべき姿）」（以下、ビジョン）を地域一体となって推進する取組の基本的な考え方としている。

2. 瀬戸内海国立公園六甲地域の特徴・らしさ、課題

ビジョン策定の重要な背景として、以下2つの要素が挙げられる。

①国立公園六甲山の最大の特徴

阪神間の大都市に隣接し、港町の文化と一体となって育まれてきた「都市山」であること。

②国立公園六甲山の果たすべき役割

乱伐と植林、そして災害という経験を経て、人が手を入れることで育まれてきた美しい自然のあり方と、レクリエーションの場として、常に新しいものを取り入れながら発展してきた観光の歴史を踏まえ、それを活かした多様なニーズにこたえる上質な山遊びの空間とサービスを提供すること。

これらを踏まえ、「特徴・らしさ」と「主な課題」について整理記載する。なお、これらの整理にあたっては、国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会において有識者及び瀬戸内海国立公園六甲地域の保護又は利用に関係する団体にヒアリングを実施し、これを参考とした。

（1）瀬戸内海国立公園六甲地域の特徴・らしさ

①街と繋がる都市山

・阪神間のランドマーク

230万人が居住する大都市に近接した標高1,000mに迫る山塊で、市民にとって阪神間のランドマークとして親しまれる。

・都市の背山としての機能

背景となる緑、生活や産業を支える水源、市街地の安全かつ良好な環境を保全し価値を高める“屋台骨”として、きわめて重要な役割を果たしている。



市街地から望む六甲山

・市民に愛される山

誰もが一度は子どもの頃に行ったことがある身近な山である。阪神間の市民にとって、家族や友達との憩いの場であり、毎日登山のように生活の一部になっている場合もある。市民に愛された、市民の山である。



六甲山ケーブル

②都市近郊緑地としての役割を担う多様な自然

・先人の努力によって回復した緑

過度の利用や開発によって、江戸時代にはほぼ全山はげ山と化したのが、その後の熱心な植林事業や治山砂防事業、各種法令による保護等によって、現在では豊かな緑を回復するに至った。

・都会に近い身近で多様な自然

全体として自然性は高くないが、瀬戸内海地域では希少性の高いブナやススキ草原、滝や湖沼等の大都市近郊にあって多様な自然資源が残されており、環境学習の場としての側面も持っている。



トゥエンティクロス

③外国人によって見いだされた関西屈指の保養地

・外国人避暑地として開発された歴史

港町神戸の発展とともに外国人避暑地として利用され、古くから西洋文化の香る洗練された雰囲気形成されるとともに、近代リゾートの先駆けとして意欲的な開発が進められた。

・海と街を望む絶好の展望地

各所から得られる第一級の眺望は、大きな魅力であり、特に夜景は日本三大夜景に選定されるなど高いブランド力を持っている。

・多様なレクリエーションの場

ドライブウェイ、ケーブルカー等の交通インフラが整備され、山上には多様なレクリエーション施設が多数整備されている。加えて、山中には多くのハイキングルートが整備され、歴史的、文化的資源も多い。手軽にレクリエーションが楽しめる場として、関西を中心に観光的な利用がされ



東六甲展望台からの眺望



掬星台の夜景



六甲山カンツリーハウス

ている。

④多様な主体の多様な取組

観光、環境、防災、森林、都市計画等、行政だけでも多くの部署が関わり、多様な取組がなされているほか、観光や交通等の分野では民間事業者も多数参入し、多様な事業が展開されている。さらに市民団体や企業等による利用推進や環境保全に関する活動が盛んに行われている。

(2) 瀬戸内海国立公園六甲地域の主な課題

①六甲に対する価値認識の低下と市民の六甲ばなれ

ライフスタイルの変化や社会経済の成熟などを背景に、その存在価値や利用における新鮮さ、人を引き付ける魅力が低下しつつある。阪神間の都市住民においても、特に若年層を中心に“六甲ばなれ”が指摘されている。

②継続した植生管理の必要性

人の手によって回復した六甲山の植生を健全な状態で維持するためには、利用とのバランスを考えながら、今後とも継続して人の手によって管理する必要がある。

③土地利用の変化

社会経済情勢の変化等に伴い、保養所、別荘等の老朽化、遊休化が散見されるようになり、美観維持、防犯上の課題となっている。

④利用者の低迷

山上エリアには現在でも多くのレクリエーション・宿泊施設が存在するが、阪神・淡路大震災により利用者が急減して以降、回復しきっておらず、かつてに比べて賑わいがなくなっている。

⑤利用のわかりにくさ

山麓の鉄道、バスや索道等、公共交通機関が充実している半面、現地での案内誘導(多言語化を含む)がわかりにくい。

⑥多様な主体の相互の情報共有と連携

多くの関係者が様々な取組を行っている一方で、相互の取組の内容を知る機会が十分ではなく、効果的な取組を行うための連携が不十分な部分がある。

【六甲山の今後に向けた共通認識】

六甲山の再生と活性化が必要

3. 国立公園六甲山ビジョン

以上を踏まえ、国立公園六甲山のビジョンは以下の通り定められている。

国立公園六甲山ビジョン 【六甲山の将来あるべき姿】

街とつながり人が集う賑わいの山 「都市山・六甲」

- 市民に愛され、親しまれるとともに、国内外の観光客に選ばれる、街と自然の魅力あふれる都市山にしていきます。
- 人が手を入れることで育まれた美しい自然を活かし、都市の国立公園として六甲らしい上質な山遊びの空間とサービスを提供していきます。
- 多様な関係者が連携し、協働の取組を進めることで六甲山の魅力を磨くとともに新たな価値を創造、発信していきます。
- 経済の好循環による持続可能な利用を実現し、地域の活性化に貢献していきます。

4. 六甲山トレイル満喫プラン・眺望満喫プラン

ビジョンの達成に向けて、六甲山の利用上のポイントとなる「歩道（トレイル）」及び「眺望」に着目し、それぞれの利用推進に係るプランとして、「六甲山トレイル満喫プラン」及び「六甲山眺望満喫プラン」がビジョンと共に国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会において策定した。

(1) 六甲山トレイル満喫プランの概要

①策定の目的・検討経緯

六甲山の自然、眺望、歴史、文化、山上のレクリエーション施設等、多彩な魅力を満喫する「歩く利用」を提案し、歩道毎の特徴や魅力を整理し、それぞれの魅力を磨き上げるための整備・管理方針を検討した。

本プランを地域関係者で共有し、六甲のトレイルの特徴を活かした、魅力的な利用環境づくりをハード・ソフト両面から様々な主体が連携と協働により進めていくことを目指す。

②六甲山の歩道の特徴・課題

六甲山の歩道の特徴は変化に富んだ多彩なトレイルが高密度で存在し、大都市に近接していることもあり、地域住民を中心に濃密で多様な利用が展開されている。一方で、登山口までのアクセスの分かりにくさや歩道毎の多彩な魅力が広く知られていないこと、身近な山ゆえに潜む危険等の課題が挙げられる。

③基本方針

基本方針を下記のとおり定めた。

～目的や体力に応じて誰もが六甲の多彩な魅力を
満喫できるトレイル環境を整備する～

- ・多彩な歩く楽しみを提供するための歩道のタイプ区分と区分に応じた管理
- ・歩道毎の個性や魅力を磨き上げる利用環境づくり
- ・アクセスルートの改善及び公共交通機関による回遊性の向上
- ・地域の案内・解説活動や観光施設との連携による六甲ならではの歩く利用の推進
- ・トレイルランニング等のスポーツ利用と歩く利用との共存
- ・六甲山トレイルに関する情報発信

④「主要路線」等の選定

六甲山の歩道を「利用性」「テーマ・資源性」等から評価し、多彩な歩く利用の魅力を

体感できる代表的な路線を「主要路線」として抽出し、21路線5エリアを選定した。

⑤「主要路線」毎のコンセプト

「主要路線」ごとに、特徴や魅力を整理し、その維持・魅力向上のための方針（トレイル毎の魅力や雰囲気に合わせて利用環境整備の考え方等）をコンセプトとして設定した。

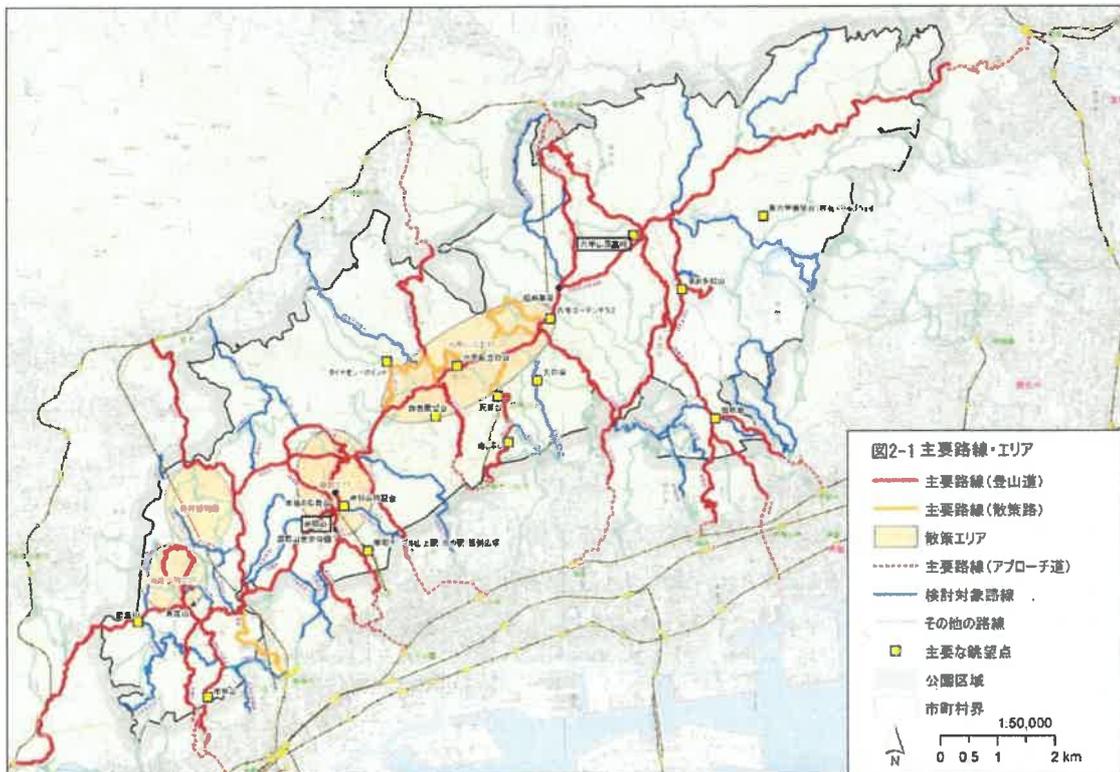
⑥六甲山らしいトレイル利活用の考え方、展開の方向性

潜在的な利用者の掘り起し等も見据えてターゲットを設定し、ターゲット毎に「利用の目標像」と「必要な取組」等、それぞれのターゲットがトレイルを楽しむための方向性を整理した。

ターゲットは、「ハイカー（現状のメインユーザー）」「地元市民（六甲山との関わりが希薄になりつつある層）」「一般観光客（山上を訪れた観光客）」「周辺の観光客（神戸の市街地や温泉を目的とした観光客）」「外国人観光客」に分類した。

⑦六甲山のトレイル利活用に関する情報提供のあり方

多様な管理主体のほか、利用状況を踏まえた情報提供の連携方策や総合的な情報発信の考え方、トレイル標識に関する共通ルールについて整理した。



図一トレイル満喫プランにおける主要路線・エリア

(2) 六甲山眺望満喫プラン

①策定の目的・検討経緯

六甲山の主要な眺望点について、その現状と課題を明らかにするとともに、課題を踏まえて眺めの状況や眺望利用の場の維持・向上に向けた方針を検討した。

本プランを地域関係者で共有し、六甲の眺望の特徴を活かし、魅力的な眺望の維持や快適な利用環境づくりをハード・ソフト両面から様々な主体が連携と協働により進めていくことを目指す。

②六甲山の眺望の特徴・課題

六甲山の眺望の特徴は都市を見下ろす圧巻のパノラマ眺望であり、様々な目的で来訪する人それぞれが眺望を楽しめる。一方で、植生の繁茂や樹木の伸長等による眺望阻害の解消が必要であることに加え眺望地点の情報不足や利用のための環境整備が十分ではない場合があるなどの課題が挙げられる。

③基本方針

基本方針を以下のとおり定めた。

～都市を見下ろす圧巻のパノラマ

個性あふれる六甲らしい眺望を磨き上げる～

- ・六甲らしい魅力的なパノラマ眺望を維持・継承する。
- ・安全・快適に眺望を楽しみ、より利用しやすい環境や印象に残る場を整える。
- ・眺望点や利用の特性に応じて、より利用しやすい情報を提供し、魅力を発信する。

④「主要眺望点」の選定

六甲山の眺望点を「知名度」「眺望性」「利用性」から評価し、六甲山の眺望の魅力を体感できる代表的な路線を「主要眺望点」として抽出し15箇所を選定した。

⑤眺望点の整理・管理運営の考え方

より一層の魅力向上を図るため、眺望の確保及び視点場や周辺の各々について、今後の管理運営の考え方を整理した。眺望の確保としては「能動的な植生管理」「絵になる風景の維持創出」を視点場や周辺の管理としては「安心・快適に眺望を楽しめる場づくり」「眺望の楽しさを広げる仕掛けやアプローチづくり」を魅力の発信としては「積極的な魅力の発信」を管理運営の考え方として提示した。特に植生管理については、手法を示して前景や周辺の植生管理の重要性を強調した。

⑥「主要眺望点」毎のコンセプト及び管理目標

「主要眺望点」ごとに、六甲を代表する特徴的な眺望をさらに魅力的にするため、眺望点のポテンシャルを活かした楽しみ方を想定した「テーマ」とその実現のための整備・管理運営方針を「コンセプト」として設定し、ポテンシャルとコンセプトを示した位置図を作成した。また、植生管理の考え方を踏まえて眺望点ごとに管理目標を設定し、眺望確保の方向を提示した。

⑦点検項目及び点検方法

眺望の変化を把握して維持管理することの必要性を踏まえ、眺望・視点場、周辺を対象に、安全性・快適性・景観性・到達性の観点からの点検項目を整理し、点検チェックシートを作成した。



図一眺望満喫プランにおける主要眺望地点位置図

第4. 管理運営方針

国立公園六甲山ビジョン及び関連するプラン等を踏まえ、六甲地域全域に共通する管理運営上の課題に対して、関係機関の協働により以下のとおり対応していくこととする。

1. 自然環境保全に係る課題に対する管理運営方針

課題	管理運営方針
植生の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた原植生はできる限り残し、回復しつつある二次的植生は原植生により近づけていくことが望まれる。 ・六甲山系グリーンベルト整備基本方針及び六甲山森林整備戦略に基づき、必要な場所では防災を主眼に置いた森林管理を行う。 ・立地や地形、現在の植生の状況に応じて最適な森林管理手法が選択されるよう調整する。
砂防・治山工事への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防・治山及び防災工事の実施場所は、国立公園の風致景観の維持上重要な溪谷・森林等であることに加え、公園利用者も頻繁に通行する場所であることも多いため、計画・工事の実施にあたっては、風致景観の維持及び公園利用者の安全で快適な利用の確保に留意するよう、関係機関・土木業者等に呼びかける。
道路改良への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の確保や歩行者・自転車利用との軋轢緩和、車窓または路傍からの風景鑑賞等を目的とした車道の改良に際しては、急傾斜地での防災や風致の維持に配慮する。
通過交通路の整備への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な通過交通路の整備は完了したと考えられるが、既設交通路の改修や改良の際には、土砂災害の防止や自然環境・地下水の保全、主要展望地からの見え方に配慮しつつ、適切な工法等を選定する。
遊休化・荒廃した施設の改築・建替への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休化・荒廃により風致上の支障となっている施設が見られるため、建替や改築にあたっては、意匠と公園事業道路からのセットバック等に配慮し、可能な限り眺望点からの見え方を考慮した木竹の保存や隠ぺい植栽を行う。
良好な街並み景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・公園事業道路等、公園利用者に望見される箇所については、建物の外観の統一や無電柱化等、六甲山の自然環境に調和した街並み景観の形成が行えるよう配慮するとともに、既存施設の建替や改修に際しては意匠等について調整する。 ・標識類は六甲山の自然環境に調和した落ち着いたデザインとし、混在・林立は避け、集合化等によって整序した設置がされるように調整する。 ・特に六甲山の再生と活性化を目指して遊休化・老朽化した施設を公園利用施設等に建替・改修するものにあつては、六甲山の自然環境に溶け込む魅力的な街並みとなるよう統一感のある意匠とした景

	観形成を図る。
市民団体との協働による自然環境の保全	・六甲地域では、植生や登山道等施設の保全、環境学習等に取り組む多数の団体が活動している。これらの団体への活動支援、協働での取組を推進する。

2. 適正な公園利用の推進に係る課題に対する管理運営方針

課題	管理運営方針
<p>アクセスルートの改善及び公共交通機関による周遊性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山麓の鉄道駅等から登山口や山上までのアクセスの分かりにくさを解消するため、各交通拠点において標識整備等により案内・誘導機能の強化を図る。 ・ 標識類については、国立公園内のみでなく、公園へのアクセスルートも含めて、標識デザインの統一化等の取組を推進する。あわせて、外国人のアクセスを容易にするため案内の多言語化を進める。 ・ 関係機関等と調整し、山上への公共交通網や、山上におけるバス路線及び便数等の見直しを行い、周遊性向上を図ることで、六甲山の歩く利用や眺望を楽しみやすい環境整備を推進する。 ・ 時期や場所によってレクリエーション施設や道路が非常に混雑または渋滞し、利用の快適性を損なっている状況が見られるため、公共交通の利用推進と併せて、自然環境や眺望の維持に配慮しつつ適切な駐車場容量の確保を検討する。
<p>トレイルの魅力向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 六甲山の歩道は、自然探勝を楽しめる道、生業や信仰等に関する古道、神戸に居留した外国人が開き楽しんだ道など、路線毎に多彩で個性的な特徴・魅力を有している。 ・ 一方で、現地での解説等が不十分であったり、本来の雰囲気が変わっていたりして、路線毎の魅力が十分に発揮されていない状況も見られることから、「トレイル満喫プラン」に基づき、路線毎の魅力を利用者に分かり易く示すとともに、魅力を高めるための管理を行うことで、六甲の歩く利用をより堪能できる環境づくりを進める。 ・ 山上のレクリエーション施設の利用者の多くはトレイルの利用を目的としない。そのような利用者に対して、気軽に散策を楽しめる魅力的なトレイルがあることを伝え、「トレイルを歩いてみよう」「次はトレイルを利用してみよう」と思ってもらうきっかけづくりを行う。
<p>眺望点の魅力向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 眺望点周囲の樹木・草の伸長等による眺望の阻害や、廃屋等による景観の悪化によってその魅力が損なわれることがないように、「眺望満喫プラン」に基づき、定期的な草刈や通景伐採、遮蔽植栽等によって感動的なパノラマ眺望を維持する。 ・ 花木や紅葉木等の添景木は、その健全な育成や美しい樹形の維持を考慮し、美観の維持・継承に努めるだけでなく、より眺望点の特

	<p>色が出るよう管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市が推進する MICE 誘致と連携し、夜景を楽しみながら飲食できるレストラン等、インセンティブ・ツアーの受入れ環境としても魅力のある施設を整備し、観光消費の拡大とインバウンド利用者の増加を図る。
自然に親しむレクリエーションへの誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のレクリエーション施設は、施設内の利用だけで完結しており、六甲山の国立公園としての魅力を十分に伝えきれているとは言い難い。より国立公園にふさわしい施設となるよう事業者に促すとともに、当該施設の利用者を登山や散策利用へ誘導するための情報提供等を充実させる。 ・自然に親しむための滞在型施設の整備を推進する。
遊休化・荒廃した施設の改築・建替への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休化・老朽化した保養所等の多い本地域の状況を踏まえ、個々のケースに応じた柔軟な基準適合の判断により、積極的に宿舍や休憩所等を公園事業に位置付け、再整備を促進する。
安全・快適で利用しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の多い道路にあつては、歩道を併設するなど楽しく安全に歩ける環境を整備する。 ・展望台等では、利用者が安心して眺望を楽しめるように、転落防止柵の設置等安全対策を講じる。特に、夜景利用のある眺望点では、防犯にも留意し、夜景に影響を与えない範囲での足元灯の設置等安心して利用できる環境づくりに努める。 ・登山者等が休憩のために立ち寄る歩道上の眺望点や、ゆったりとくつろぎながら眺望を楽しむのに適した地点等では、緑陰を確保するとともに、トイレやベンチ、飲食提供施設といった休憩施設等の整備等により、利便性が高く魅力的な場となるように工夫する。 ・静謐で安全・快適な公園利用環境を確保するため、車両による騒音や速度を抑制するための環境づくりに努める。 ・利用施設等においては、原則としてユニバーサルデザイン化を進める。 ・乱立する標識や老朽化したベンチ等、トレイルや街並み、眺望に係る魅力や雰囲気、快適性を阻害する施設を撤去する“引き算”の景観改善による魅力・雰囲気向上に取り組んでいく。 ・利用者の集まりやすい場所においては清潔の維持に努める。また、利用者に対してゴミのポイ捨て防止や持ち帰り等について普及啓発を行う。
六甲山の魅力や情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・六甲山の自然・眺望・歴史・文化、山上のレクリエーション施設・アクティビティ等、多彩な魅力や楽しみ方を分かりやすく伝え、利

	<p>用者の目的・ニーズ・体力に応じた適切な行動が選択され、それぞれが快適に楽しめるような情報の発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六甲地域では、様々な主体がインターネットやパンフレット等を利用して六甲山に関する情報を発信している。各主体による情報発信の強化に加え、関係者との協働により、六甲の魅力を一元的に発信する仕組みを構築する。 ・六甲の魅力を伝えて、多くの人を現地に誘い、現地ではその魅力を存分に楽しめる情報を提供し、その魅力を SNS 等で発信してもらい、さらなる新たな利用を促すため、「来訪前」「来訪中（現地）」「来訪後」のそれぞれの利用シーンごとに、適切な情報ツールを活用して魅力を発信する。
<p>阪神地域の大都市圏の住民の身近な自然としての役割の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、阪神地域住民にとって自然とふれあえる身近な行楽地として、また児童生徒を中心とした環境学習の場としての役割が大きく、住民からの要請も強い。各施設の整備・運営にあたっては、この役割を最大限に果たすための配慮が求められる。
<p>六甲ならではの自然体験利用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・六甲山ビジターセンター・ガイドハウス等の主要な利用拠点等において、トレイル利用前のショートレクチャーや、散策プログラム等の実施、地域の案内・解説活動と連携した環境学習プログラム提供等により、六甲山ならではの自然体験利用の推進を図る。
<p>安全な利用の推進と利用マナーの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨てやイノシシへの餌付け、車両騒音等を防ぐため、標識やインターネット等を活用し、利用上のルールやマナーに関する普及啓発を図る。 ・歩道におけるトレイルランニングやマウンテンバイク等の利用に対しては、利用者の安全で快適な利用の妨げとならない範囲での利用となるよう啓発する。万が一、利用者との軋轢や、登山道への悪影響が見られた場合には、必要に応じて地域関係者と協力し、自粛を呼びかけることとする。 ・六甲山には無数のトレイルが存在し、沢登りや岩登りの技術が必要な路線もある。このような利用形態は一般の公園利用として推奨されるものではなく、あくまでも熟達者向けであることを公園利用者に対して注意喚起を行うこととする。特に以下の場所は、一般公園利用者の立入りは危険であるので、入口付近への制札の設置等を管理者に要請していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ロックガーデン付近の地獄谷歩道 ・大月地獄谷 ・西谷山

	<ul style="list-style-type: none"> ・西滝ヶ谷から水晶谷 ・裏六甲地獄谷コース ・有馬四十八滝巡り <p>・適時歩道等の安全確認を行い、災害等により歩道に利用上の支障が生じた場合には、関係機関間で連携・協力し、インターネットや登山道総合案内板等により速やかに情報発信し、事故防止に努める。</p>
<p>行政機関の円滑な調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域制国立公園制度の特性上、公園の協働型管理運営を推進するためには、関係行政機関等の円滑な意思疎通及び調整が不可欠である。 ・環境省（近畿地方環境事務所、神戸自然保護官事務所）、県及び関係4市等による協議会を設置し、定期的に情報共有や課題の協議を行う。

3. 地区ごとの管理運営方針

六甲地域は、その自然環境や利用実態等から、次の4つの地区に分けられる。六甲地域全域に共通する管理運営上の課題に対する管理運営方針に加え、それぞれの地区の実情に即した管理運営を行っていく。

地区	概要・課題と管理運営方針
六甲山上地区	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六甲山系の中央部にあり、六甲山集団施設地区を含む地区である。大部分が私有地であり、宿舎・レストラン・展望台・駐車場・園地等の利用施設が集中するほか、車道やケーブルカー・ロープウェイ等の到達路、保養所・別荘等が古くから整備されている。 ・山麓の市街地・大阪湾等の展望地のほか、野外レクリエーション地やドライブの休憩地等として利用者が非常に多い。また、複数の登山道が集まるため、利用者も多い。近年は自転車利用が増加している。 <p>②課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞やゴミの問題等、過剰利用から派生する課題も見られる。 ・遊休化・老朽化した施設により風致上の支障が生じている。 ・近年、東アジアを中心に外国人利用者の増加が顕著であるが、標識の多言語化等の受入体制が十分とはいえない。 ・自動車とハイカー・自転車の軋轢が懸念される。 ・摩耶山上地区との間にはシャトルバスが運行しているが、便数が少なく、アクセス性の向上が望まれる。 <p>③管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の利用施設については、多言語化・バリアフリー化に努める。利用施設の整備・改修に際しては、国立公園にふさわしい統一感のある意匠とし、上質な利用環境を創出するよう努める。 ・快適で国立公園にふさわしい利用環境を維持・創出するため、公共交通機関の利用の促進、歩行者の多い道路への歩道設置等による歩行者等の保護、外国人利用者への対応を踏まえた案内標識等の整備に努める。 ・遊休化・老朽化した施設の多い本地区の状況を踏まえ、積極的に宿舎や休憩所事業等の公園事業に位置付け、再整備を促進する。なお、当面再整備の予定の無い施設については、主要な展望地からの眺望や車窓景観等に配慮し、遮へいや撤去を促す。 ・公共交通網の見直し等を行い、アクセス性の向上に努める。
摩耶山上地区	①概要

	<ul style="list-style-type: none"> ・摩耶山集団施設地区を核とする地区で、車道や摩耶ビューラインといったアクセス経路が整備され、摩耶山園地・六甲山牧場等の野外レクリエーション施設がある。また、複数の登山道が集まっており、多くのハイカーが利用している。 ・摩耶山園地の掬星台からの眺望・夜景は本公園でも随一のものである。 ・646年に開山され、山名の由来にもなった天上寺がある。 ・掬星台等において、市民団体によるイベント等が盛んに行われている。 ・集団施設地区を除く大部分が第1種特別地域及び特別保護地区に指定されており、森林が大きな面積を占め、自然公園としての環境は比較的良好に維持されている。・神戸市では、掬星台を中心としたエリアの再整備の方針検討を実施している。 <p>②課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六甲山上地区との間にはシャトルバスが運行しているが、便数が少なく、アクセス性の向上が望まれる。 ・案内誘導が少なく、市街地から登山口や山上までのアクセスの仕方が分かりにくい ・近年、東アジアを中心に外国人利用者の増加が顕著であるが、標識の多言語化等の受入体制が十分とはいえない。 <p>③管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摩耶山集団施設地区においては、掬星台の眺望利用を核とし、民間の利用施設の誘致も含め、賑わいのある利用空間を創出する。 ・集団施設地区以外の区域においては、良好な自然環境を維持しつつ、利用施設については周囲の自然環境と調和した国立公園らしいサービスを提供していく。 ・六甲山上地区との一体的な利用を推進し、周遊利用を促す仕組づくりや情報発信を行う。 ・公共交通網の見直し等を行い、アクセス性の向上に努める。 ・国立公園内のみでなく、公園へのアクセスルートも含めて、標識デザインの統一化等の取組を推進する。 ・快適で国立公園にふさわしい利用環境を維持・創出するため、公共交通機関の利用の促進、歩行者の多い道路への歩道設置等による歩行者等の保護、外国人利用者への対応を踏まえた案内標識等の整備に努める。
再度山地区	①概要

	<ul style="list-style-type: none"> ・再度公園や森林植物園、洞川教育キャンプ場等の野外レクリエーション施設が集中する。再度公園と森林植物園は、都市公園として神戸市が整備した施設である。 ・この地域は大部分が第1種特別地域及び特別保護地区に指定されており、森林が大きな面積を占め、自然公園としての環境は比較的良好に維持されている。 ・再度公園には外国人墓地が整備されており、定期的に設けられる公開日に見学が可能。再度山は六甲山の防災植樹が始められた場所であり、768年に開山されたとされる再度山大龍寺がある。 <p>②課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関は冬季を除く週末にバスが運行されているのみであり、車道は狭隘な山道であり、アクセス面で課題がある。 ・六甲山の保全と利用の歴史を学ぶ要素が多い場所であるが、そのための整備は十分に行われていない。 <p>③管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然環境を維持しつつ、解説板等により六甲山の保全と利用の歴史を学ぶことができるよう整備を行う。 ・公共交通網の見直し等を行い、アクセス性の向上に努める。
東六甲地区	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市、芦屋市、宝塚市の市域にあたる。 ・芦有ドライブウェイや県道明石神戸宝塚線等のアクセス路が整備され、車窓景観に優れた地区である。 ・六甲全山縦走路や東お多福山等の登山・ハイキング利用が見られる ・公園利用施設としては、奥池周辺にデイキャンプ場や園地が整備されているほか、芦有ドライブウェイの付帯施設として東六甲展望台が整備されているのみである。 ・奥池地区には公園指定前後からの分譲地があり、六甲地域で最大の定住人口を有する。 <p>②課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道については、相当の利用があるが整備が不十分な路線がある。また、標識類の統一が不十分であったり、不足したりしている路線も見られる。 ・自動車とハイカー・自転車の軋轢が懸念される。 ・案内誘導が少なく、市街地から登山口や山上までのアクセスの仕方が分かりにくい <p>③管理運営方針</p>

	<ul style="list-style-type: none">・芦有ドライブウェイ等の公園道路からの車窓景観を楽しむ地区として景観の維持を図る。・トレイル満喫プランに基づき歩道の整備・維持管理を行う。利用者が多いが未執行の路線については、関係機関と協議し、整備を検討する。・既存分譲地の建築物は公園にふさわしい意匠となるよう適切な指導を行い、良好な景観を維持する。・快適で国立公園にふさわしい利用環境を維持・創出するため、歩行者の多い道路への歩道設置等による歩行者等の保護に努める。・国立公園内のみでなく、公園へのアクセスルートも含めて、標識デザインの統一化等の取組を推進する。
--	--

4. 特に保全すべき植生及び特殊景観に関する保全管理方針

以下の植生及び特殊景観については、瀬戸内海周辺では貴重なものや本地域を特徴付ける景観であるため、特に重要な保全対象として位置づけ、適切な保全管理が行われるよう、公園事業の執行を含め許認可その他国立公園管理業務遂行に際しては十分留意するものとする。

保全対象	概要及び保全管理方針
六甲山のブナ林及びイヌブナ林	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷温帯に多く見られる植生であり瀬戸内海沿岸域ではまれ。紅葉谷、瑞宝寺及び極楽溪に小規模な群落が見られる。 ・林床にはイワカガミ等の北方系の植物も見られる。 ・「(一社) ブナを植える会」では、40年にわたりブナ林の保全や植樹活動、普及啓発、環境学習等を行っている。 <p>②保全管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紅葉谷の林分は、中を歩道が通過しているため、その整備の際の施工方法及び利用者に対する注意喚起並びに解説に特に留意する。 <p>保護計画：特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域 利用計画：紅葉谷線道路（歩道）</p>
東お多福山のススキ-ネザサ群落	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東お多福山頂上付近は、戦前まで茅場として利用され、広大なススキ草原が維持されていたが、戦後ススキが利用されなくなったことにより、大部分が高さ2mを超えるネザサ群落に置き換わった。 ・平成18年度から「東お多福山草原保全・再生研究会」を中心に、関係行政機関等の協力によりネザサの刈り取りが行われており、ススキ草原の回復が見られ始めている。 <p>②保全管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ススキ草原再生の取組を支援し、ススキ草原の回復を図る。 ・東お多福山ごろごろ岳周遊線道路（歩道）の整備を行う際には施工方法に留意し、利用者に対する注意喚起並びにススキ草原の再生の取組について解説を行うことが求められる。 <p>保護計画：特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域 利用計画：東お多福山ごろごろ岳周遊線道路（歩道）</p>
再度山大龍寺のスタジイ林	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大龍寺境内に見られ、高木層にはスタジイ及びアカガシが優占する。社寺林として保存された原生的な植生と考えられ、表六

	<p>甲の比較的市街地に近い部分に残存する貴重な照葉樹林である。</p> <p>②保全管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな改変を極力避け、引き続き手つかずのまま維持するよう努める。 <p>保護計画：特別保護地区</p>
奥池付近の湿地	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湧水性の湿地にヌマガヤ群落が見られる。その構成種は、ヌマガヤ、ミカヅキグサ、ミズゴケ類等である。 ・いもり池では、温帯から寒帯を分布域とするサギスゲが見られ、これは県内唯一の生育地である。なお、ホシクサ、トキソウ、ミミカキグサ等、温帯の湿原植生の要素を含んでいる点も瀬戸内海周辺では貴重である。 <p>②保全管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿地に面した斜面における新たな開発を極力避けるように指導する。 ・湿地の集水域に位置する分譲区画における住宅や企業保養所にかかる工事にあたっては、極力水源への影響や湿地への土砂流入を生じない配置や工法によることとする。 <p>保護計画：第1種特別地域、第2種特別地域</p> <p>利用計画：東お多福山ごろごろ岳周遊線道路（歩道）</p>
摩耶山のシイ林	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摩耶山中腹から上部にかけて存在し、高木層にシイ及びアカガシが優占する。 ・社寺林として保存された原生的な植生と考えられ、六甲山系に残存するシイ林として貴重である。 <p>②保全管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備の際の施工方法及び利用者に対する注意喚起並びに解説に特に留意する。 <p>保護計画：第1種特別地域、第2種特別地域</p>
ヒカゲツツジ	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海国立公園特別地域内において採取が規制される種として指定され、兵庫県のレッドリストにおいてCランク（存続基盤が脆弱な種）とされている。 <p>②保全管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その花が美しいために盗掘の対象となりやすいので、巡視等に

	際しては、その生育地の状況や扱いについては注意する。また、必要に応じ、関係機関・団体等に協力を要請する。
蓬萊峡等のバッドランド地形	<p>①概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断層活動により破碎された花崗岩に水の分解作用及び浸食作用が加わり、凹凸の激しい裸岩が露出している特異な地形である。 ・蓬萊峡や白水峡、神戸市東端のロックガーデンにも見られる。 <p>②保全管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が起こりやすい場所であるため、治山・砂防工事にあたっては、災害の抑制と同時に地形や景観の保全にも配慮する。 <p>保護計画：第1種特別地域、第2種特別地域 利用計画：ロックガーデン周遊線道路（歩道）</p>

第5. 公園事業及び行為許可等の取り扱いに関する事項

(1) 許可・届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成29年3月28日付環自国発第1703284号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成22年4月1日付環自国発第100401008号）」において定める許可基準の細部解釈によることに加え、これらによらないことができる「瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（以下、「許可基準の特例」という。）によるほか、下記の取扱方針（審査基準）によるものとする。また、国立公園の保護及び利用の推進のために、行為に際して特に留意して対応すべき事項については、指導方針として下記のとおり定め指導する。

行為の種類	取 扱 方 針
全行為共通	<p><審査基準></p> <p>(ア) 工事等で発生した残土は原則として国立公園区域外に搬出する。ただし、ごく少量で敷均しにより処理される場合、又は自然公園法に係る許可等を受けた他の行為によって適切に流用できる場合はこの限りではない。</p> <p>(イ) 工事等で発生した法面及び裸地は、原則として、種子を含まない植生マット等を用いた自然侵入促進工や、現地表土を混入した植生基材吹付工等、外部から種苗を持ち込まない方法により緑化する。ただし、早急に緑化しなければ土砂災害が発生するおそれのある場合はこの限りではないが、その場合であっても野外に拡散し生態系に悪影響を与えるおそれのある外来植物や園芸植物等は極力使用しないこととする。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発にあたっては周辺の自然景観及び人文景観を損なわないよう配慮し、極力風致景観への影響の小さい工法を用いる。 ・開発行為が視点方向や眺望対象に与える影響等を十分に調査し、望見される場合は当該行為による改変を必要最小限とし、稜線の分断を避けるほか、緑化、色彩により可能な限り眺望景観に配慮する。 ・工事完了後、速やかに廃材・資材等を片づけ、風致の保護上支障の

	<p>ないよう整理する。また、ゴミ等を残さないよう従事者に徹底させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面等の緑化にあたっては、「自然公園における法面緑化指針(平成 27 年 10 月環境省自然環境局)」に沿って行う。 ・街路樹や庭木等、修景のための緑化にあたっては、極力六甲地域に自生する種を用いることとし、野外に拡散し生態系に悪影響を与えるおそれのある外来植物や園芸植物等を使用しない。 ・奥池地区のいもり池及びいもり谷湿地並びに周辺に存在する湿地を保全するため、当該湿地への土砂流入や水源に影響を与える可能性のある場所での開発は行わない。また、当該湿地の集水域において開発を行う場合は、工事に伴う土砂や濁水の流出を防止する対策を行うとともに、工事跡地を緑化する。
<p>1. 工作物 (i) 建築物</p>	<p>建築物に関しては、以下の審査基準及び指導方針に加え、一部地域では許可基準の特例が設定されているほか、他法令による制限、自治会と開発業者との協定等があることに十分に留意する。</p> <p><審査基準></p> <p>(ア) 屋根の形態は、切妻、寄棟、入母屋型若しくはは差し掛け型式等の 両流れの勾配屋根とする。屋根の勾配は 1/10 以上とする。ただし、特殊な用途の建築物や車庫、倉庫等の小規模なものについてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 屋根の色彩は、こげ茶色(着色のための処理をしていない銅板葺を含む。)、暗緑色、灰緑色または暗灰色(黒色は避ける)、若しくは自然素材の色(緑青のついた銅板葺、和瓦を含む。)とする。</p> <p>(ウ) 壁面の色彩は茶系色や灰系色等、自然と調和した落ちついた色調とし、白色及び黒色は使用しない。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木竹のある敷地に建築物を設ける場合は、極力木竹を保存する。特に公園事業道路等に面する方向については木竹を残すとともに、必要に応じて遮へい植栽を行う。 ・公共下水道未整備地区にあつては、単独浄化槽が設置されている場合は建替等に際して合併浄化槽への更新を促す。処理水の放流先は、公園利用や自然環境への影響に配慮する。

行為の種類	取 扱 方 針
(ii) 車道	<p><審査基準></p> <p>(ア) 大規模な改良・路線の付け替え等については、地形に沿って大きな改変を伴わないものであるか、トンネル等の工法を用いることとし、風致保護のための措置が十分に行われるものであることとする。</p> <p>(イ) 自然斜面の落石防護対策を講じる際には、原則として落石防護柵又は落石防護網(覆工式又はポケット式)とする。落石防護柵や落石防護網等の工作物の色彩については、着色された景観配慮型製品が入手可能な場合は、原則としてこげ茶色のものとし、入手が困難な場合は、こげ茶色に着色するか、亜鉛めっき色のものを用いる。</p> <p>(ウ) 法面の落石防止の措置を講じる際には、原則として落石防護柵又は落石防護網とする。これらの工法によることが困難な場合は、柵内を緑化することが可能な法柵工とする。また、やむを得ずコンクリート吹付、モルタル吹付とする場合は、顔料を用いて明度を下げるなど周辺の風致との調和を図る。</p> <p>(エ) 車両用防護柵については、極力ガードケーブルかガードパイプを用いることとし、交通安全上やむを得ない場合はガードレールを用いるものとする。色彩は、ケーブル部分を除きこげ茶色とするが、交通安全上やむを得ない場合には、この限りではない。</p> <p>(オ) 擁壁等は、自然石等の自然材料又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から望見されない場合については、この限りではない。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車と歩行者・自転車との事故を防止するため、自転車通行帯表示等の安全対策や標識等による注意喚起に努めるとともに、見通しの確保のため沿道の植生管理を適切に行う。 ・静謐で安全・快適な公園利用環境を確保するため、車両による騒音や速度を抑制する対策を検討・実施する。
(iii) 電力柱・電話柱	<p><審査基準></p> <p>(ア) 電力柱等の色彩はこげ茶色とする。</p> <p>(イ) 営業広告類を掲出しないこととする。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園事業道路等に面する箇所を設置する電線路は、原則として主

	<p>要展望方向の反対側とし、建替に際しては主たる展望方向への設置を避けるなど、風致の維持に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力線と電話線が平行する場合は、共架を進める。 ・主要利用地点周辺での電線の新設は可能な限り地下埋設とし、既存施設についても更新等に際し無電柱化を進める。
(iv) 送電鉄塔	<p><審査基準></p> <p>(ア) 原則として、既存の鉄塔の建て替え以外の新設は認めない。</p> <p>(イ) 鉄塔を新設する場合は、こげ茶色とする。航空障害対策については、塗色でなく標識灯の設置によることとする。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の鉄塔の塗り替えの際には、現状こげ茶色でないものについてもこげ茶色に塗装する。
(v) 無線設備等	<p><審査基準></p> <p>(ア) 特別保護地区及び第1種特別地域において行われる無線設備の新設については、原則として既存工作物に添架する。</p> <p>(イ) 電波設備及び無線設備については、可能な限り、局舎も含め、こげ茶色に塗装する。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンテナは、極力既存無線設備に添架ないしは共架にすることとし、独立したアンテナ支持柱の新設は極力避ける。 ・無線基地局やアンテナ等について、主要な展望地から望見される可能性のある場所において設置されるものについては、遮へい植栽により風致景観への影響軽減を図ることとする。
(vi) 自動販売機	<p><審査基準></p> <p>(ア) 自動販売機を設置する場合は、建築物の軒下又は壁面と同一面に納まるよう設置する。</p> <p>(イ) 独立して設置する場合は、木材等により外側を囲う又は色彩をこげ茶色やベージュ色等の茶系色若しくは建築物壁面の色彩と同一系色のものを用いること等により、風致景観への影響を軽減させるものとする。</p>
(vii) 砂防・治山施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 堰堤等の露出部分は、自然石張り又は自然石を模した表面仕上げとする。</p> <p>(イ) 落石防護柵・落石防護網等の工作物の色彩及び法面の措置等は、第5(1)1(ii)車道の審査基準(イ)(ウ)に準じた扱いとする。</p>

	<p>(ウ) 主要な展望点や公園利用者から望見されない場合は、(ア) (イ) は適用しない。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用動線に影響を及ぼす位置への設置は極力避ける。やむを得ず歩道を寸断する位置となる場合は、代替ルートを整備する。 ・六甲地域においては、国、県及び市による砂防、治山及び防災工事が毎年多数行われている。かかる工事の実施場所は、通常、国立公園の風致景観の維持上重要な溪谷、森林等であり、公園利用者が頻繁に通行する場所であることも多いため、風致・景観の維持及び公園利用者の安全で快適な利用の確保に努める。また工事従事者に対して十分に指導し、公園利用者への配慮や工事現場の整理を徹底させる。 ・工事が登山者等の利用に支障となるおそれがある場合は、注意看板を設置し、必要に応じて誘導員を配置する。工事により歩道が一時的に使用不能となる場合は、当該事業者により、代替ルートを設け、代替ルートを案内する標識を設置し、必要に応じて誘導員を配置することとする。
<p>2. 木竹の伐採</p>	<p><審査基準></p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「自然公園区域内における森林の施業について（国有林の扱い）（昭和48年8月15日環自企第516号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮へい機能を有している木竹は極力保存する。 ・眺望満喫プランによる主要眺望点等においては、同プランに基づいて計画的な植生管理に努める。
<p>3. 広告物</p>	<p><審査基準></p> <p>(ア) 本体に関しては、使用する材料は可能な限り木材や石材等の自然材料とし、色彩は素材色又はこげ茶色とする。やむを得ず、鋼材その他の材料を使用する場合は、色彩はこげ茶色やベージュ色等の茶色系統とする。</p> <p>(イ) 表示面に関しては、使用する色彩は自然材料の素材色、若しくはこげ茶色やベージュ色等の茶色系統を基調とした地にする。</p> <p>(ウ) 記載する文字は白色及び黒色を基本とする。ただし、絵図画、写真等の表示はこの限りではない。</p>

	<p>(エ) 公共性の高いものであって、その目的を達成するために必要な場合に限っては、(ア) (イ) (ウ) を適用しない。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、県、市、自治会等と協力して、違法な野立て広告物の撤去を図る。 ・瀬戸内海国立公園六甲地域地区案内板等標準仕様に準拠する。但し、設置位置の環境、表示内容等により、適宜これを変更して差しつかえない。 ・歩道や眺望点の利用のための広告物については、「トレイル満喫プラン」及び「眺望満喫プラン」に準拠した意匠及び内容とする。 ・必要に応じて多言語表記とする。 ・複数の誘導標識が設置される場合は、自治会等で取りまとめて設置するなど、極力統合を図って同種の標識が乱立しないようにする。
--	---

瀬戸内海国立公園六甲地域地区案内板等標準仕様

	表示板の大きさ (縦cm×横cm)	表示板下 の地上 高 (cm)	色 彩		照明	支柱の埋 め込みの 深さ (cm)	表示板 の取付 方法
			表示板	柱			
案内板	180×180～250	100	こげ茶、白、 黒、緑 (絵図面を 除く)	こげ 茶	蛍光灯 1～2 基	50～100	ボルト 留めま たは釘 留め
道 標	23×85	60～100	地：こげ茶 文字：白 矢印：白	こげ 茶	必要に 応じ蛍 光灯1 ～2基		
保養所等 への誘導 標識	10×70						
事業所等 への誘導 標識	10×140						

(注) 道標：歩道等に設置し、山頂や展望所等の特定の土地、バス乗り場等の公園利用施設や公共の場所等の方向等を示す標識。

事業所等への誘導標識：飲食店、一般宿泊施設等への方向を示す標識。

瀬戸内海国立公園特別地域内指定植物

自然公園法第17条第3項第8号の規定に基づき、許可を得なければ採取してはならないものとして環境庁長官の指定する植物は次のとおり（昭和56年3月23日、環境庁告示第34号）。

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシャグジデンド、イワオモダカ
シシラン	タキシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドギリ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ）
キンボウゲ	ミスミソウ（スハマソウ、ケスハマソウを含む。）、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンショウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、ミツバイワガサ（イワガサ、タンゴイワガサ）、ウラジロイワガサ（ミヤジマシモツケ）、イブキシモツケ

マメ	ナルトオウギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバカキノハグサを含む。)、ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ (サツキツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲを含む。)、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲを含む。)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。)、サイコクミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)
サクラソウ	シコクカッコウソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソレナムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、イヌタヌキモ、ウラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマシオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカ

ビャクブ	ンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ヒガンバナ	ナベワリ
アヤメ	ハマオモト (ハマユウ)
ヒナノシヤクジョウ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
サトイモ	ヒナノシヤクジョウ
カヤツリグサ	ムラサキアブミ、ユキモチソウ
ラン	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカヅキグサ
	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギ
	ラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シ
	ュンラン (ホクロ)、マヤラン (サガミラン)、セッコク、カキラ
	ン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギ
	ソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ
	クラン、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、
	コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバ
	ノトンボソウ、コボノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニ
	カヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ

瀬戸内海国立公園（六甲地域）の特別地域内における行為の許可基準の特例

地 区	告示年月日・番号
神戸市立自然の家地区	平成 12 年 10 月 3 日 環境庁告示第 67 号
奥山第一工区地区	
奥山第二工区地区	
奥山第三工区地区	

奥山第一～三工区地区（奥池地区）各工区の基準早見表

奥池地区における建蔽率、容積率、高さ、階数、壁面線後退							
工区等	建蔽率	容積率	高 さ	階 数	壁面線後退		1 区画の敷地面積
					車道境界から	隣地境界から	
第 1 工区	20%以下*	60%以下*	13m 以下*	3 階以下*	3m 以上**	1.5m 以上**	—
東洋不動産	20%以下	40%以下	10m 以下	2 階以下	5m 以上	5m 以上	1,000 m ² 以上
第 2 工区	20%以下*	40%以下*	10m 以下	2 階以下	3m 以上**	1.5m 以上**	—
第 3 工区	20%以下*	40%以下*	10m 以下	2 階以下*	3m 以上**	1.5m 以上**	—
	30%以下*			1 階*			
第 4 工区	20%以下	40%以下	10m 以下	2 階以下	5m 以上	5m 以上	1,000 m ² 以上

(注) 1. 工区の欄中、「第 1～4 工区」は、芦有開発株式会社が造成した分譲地の工区を示す。「東洋不動産」は、東洋不動産株式会社が造成した分譲地を示す。
 2. 「東洋不動産」及び「第 4 工区」を除き、建蔽率は建築基準法で定めるところによる。
 3. 「第 3 工区」中、上段は 2 階建ての場合、下段は平屋建ての場合に適用する。
 4. 「東洋不動産」及び「第 4 工区」にかかる壁面線後退欄の数値については、建築物の水平投影外周線の後退距離を示す。
 5. *は許可基準（自然公園法施行規則第 11 条）によらないことができる許可基準の特例、**は「芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例」によるもの。無印は許可基準によるもの。
 6. 奥池分譲地における保存緑地については、関係機関と連携して、開発が認められない旨を不動産取引業者に対して十分に周知し、また、かかる土地の売買の情報に接した場合には、状況に応じ、購入希望者に対しても正確な情報を与えるよう、注意喚起する。

神戸市立自然の家地区

項	行為の種類	号	基準の内容
第1項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち、仮設の建築物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避難階段をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築</p>	第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
		第2号	次に掲げる地域（以下「特別保護地区等」という。）内において行われるものでないこと。 イ 特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区 ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動物植物の生息地又は生官地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後には跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		ただし書	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築建築物若しくは青少年の教育を目的とした建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>第1号 設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。</p> <p>第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第6号 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後には跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p>
第2項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者は、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和50年4月1日（同日後に</p>	本文	
		第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

<p>申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は備後公園地区に指定された場合にあっては、当該指定の日以下「基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含有する行為(基準日以後にその造成に係る第3項又は第22条第3項の規定による許可の申請をした分譲地等(第4項に規定する分譲地をいう。)の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前項の規定の適用を受けるものを除く。))</p>	<p>当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。)が13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。</p>												
<p>ただし書</p>	<p>既存建築物の改築等 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するために必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は學術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築建築物若しくは青少年の教育を目的とした建築物の新築、改築若しくは増築</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>												
<p>第6項</p>	<p>本文</p> <p>特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合同様に妨げにならないものであること。</p> <p>当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</p> <p>当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p> <p>第1号 当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。</p> <p>第2号 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p> <table border="1" data-bbox="1165 246 1428 1467"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合											
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下											
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下											
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下											

		第3種特別地域	
		20%以下	60%以下
第13項	ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築建築物若しくは青少年の教育を目的とした建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
	第1項第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。	
	第1項第6号	当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
	第1項第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。 イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海城公園地区 ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの）であるもの （1）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）野生動物植物の生息地又は生息地として重要な地域 （3）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
	第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合作の著しい妨げにならないものであること。	
	第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
	ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ●イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築 ●ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。） ●ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築	
	第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 ただし書 特殊な用途の工作物については、この限りでない。	

第14項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項第1号	第1項第2号	次に掲げる地域で行われるものでないこと。 イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海城公園地区 ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの(1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域(2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域(3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域(4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
				第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
				ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ●イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築 ●ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建築若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。) ●ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物又は青少年の教育を目的とした工作物の新築、改築又は増築
			前項第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 ただし書 特殊な用途の工作物については、この限りでない。	
第1号			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。		
第2号			次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ●イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること又は青少年の教育を目的としたものであること。 ●ロ 学術研究その他公益上必要と認められること。 ●ハ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。 ●ニ 農林漁業に付随して行われるものであること。 ●ホ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。 ●ヘ 前項第1号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。		

		<input checked="" type="radio"/> イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
		<input checked="" type="radio"/> ロ 前項第1号	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）

奥山第二工区地区

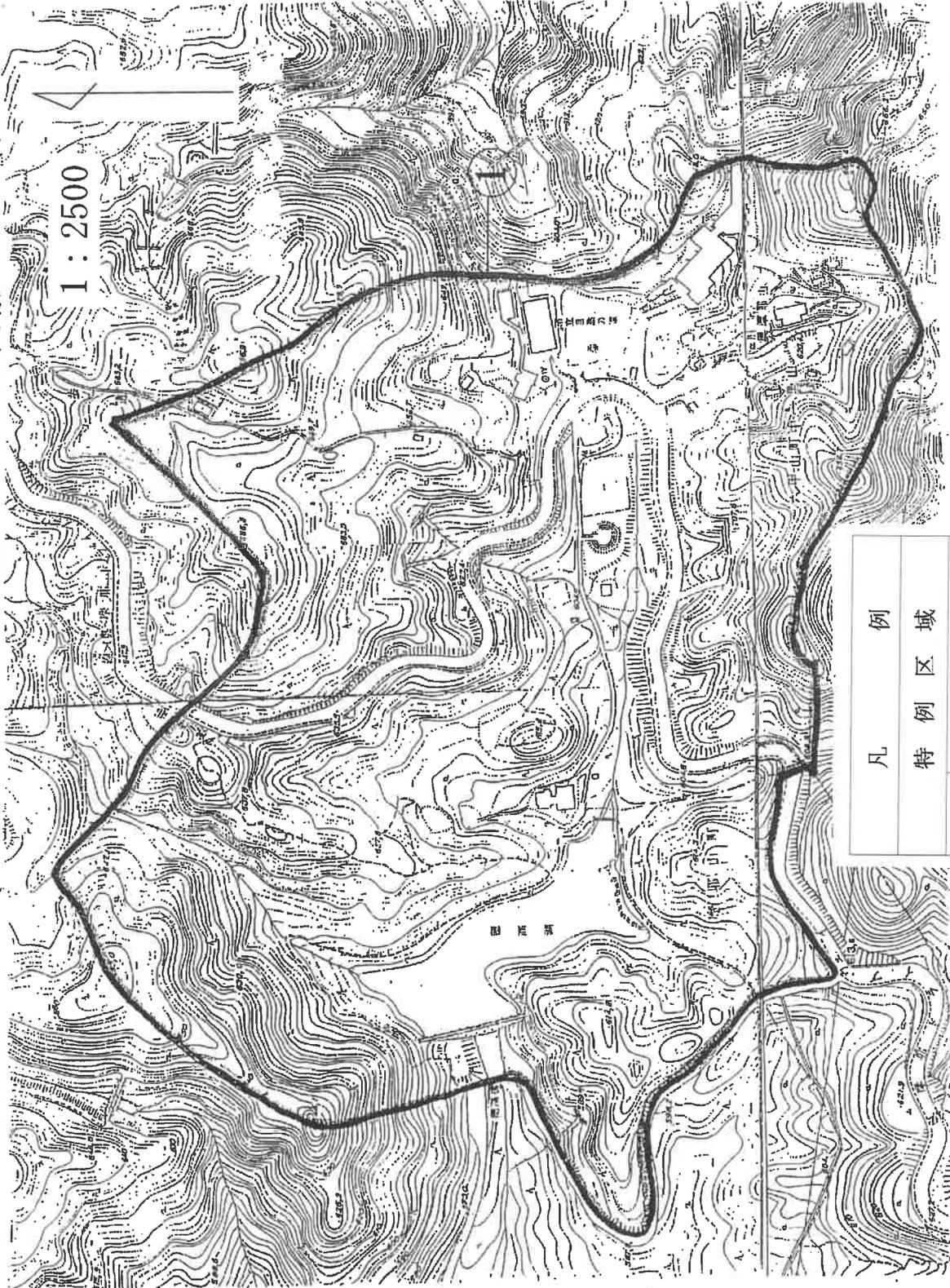
項	行為の種類	号	基準の内容															
第5項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち基準日前にその造成に係る行為について法第20条第3項等の規定に基づき許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日前にその造成に係る行為に基づいて法第20条第6項、第21条第6項若しくは第22条第6項の規定による届出をした分譲地等における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）</p>	本文	<p>特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合作の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>保存緑地において行われるものでないこと。</p> <p>分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p>															
		第1号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が2000㎡以下であること。															
		第2号	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり、それぞれ20%以下及び40%以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地区区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地区区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	20%以下														
		第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下														
第3種特別地域	20%以下	60%以下																
ただし書	<p>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要でありかつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>																	
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																

奥山第三工区地区

項	行為の種類	号	基準の内容															
第5項	<p>工物の新築、改築又は増築のうち基準日前にその造成に係る行為に基づいて法第20条第3項等若しくは基準日前許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日前に法第20条第6項、第21条第6項若しくは法第22条第6項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれら建築物と用塗上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）</p>	本文	<p>特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合作の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>保存緑地において行われるものでないこと。</p> <p>分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p>															
		第1号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が2000㎡以下であること。															
		第2号	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる敷地面積の区分ごとに、それぞれ同率中増及び下欄に掲げるとおりそれぞれ20%（地階の階数が1の場合にあっては、30%）以下及び40%以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1,000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1,000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1,000㎡未満	15%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1,000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1,000㎡未満	15%以下	20%以下														
		第2種特別地域内における敷地面積が1,000㎡以上	20%以下	40%以下														
		第3種特別地域	20%以下	60%以下														
		ただし書	<p>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>第2項ただし書に規定する行為 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するたためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>															
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。														

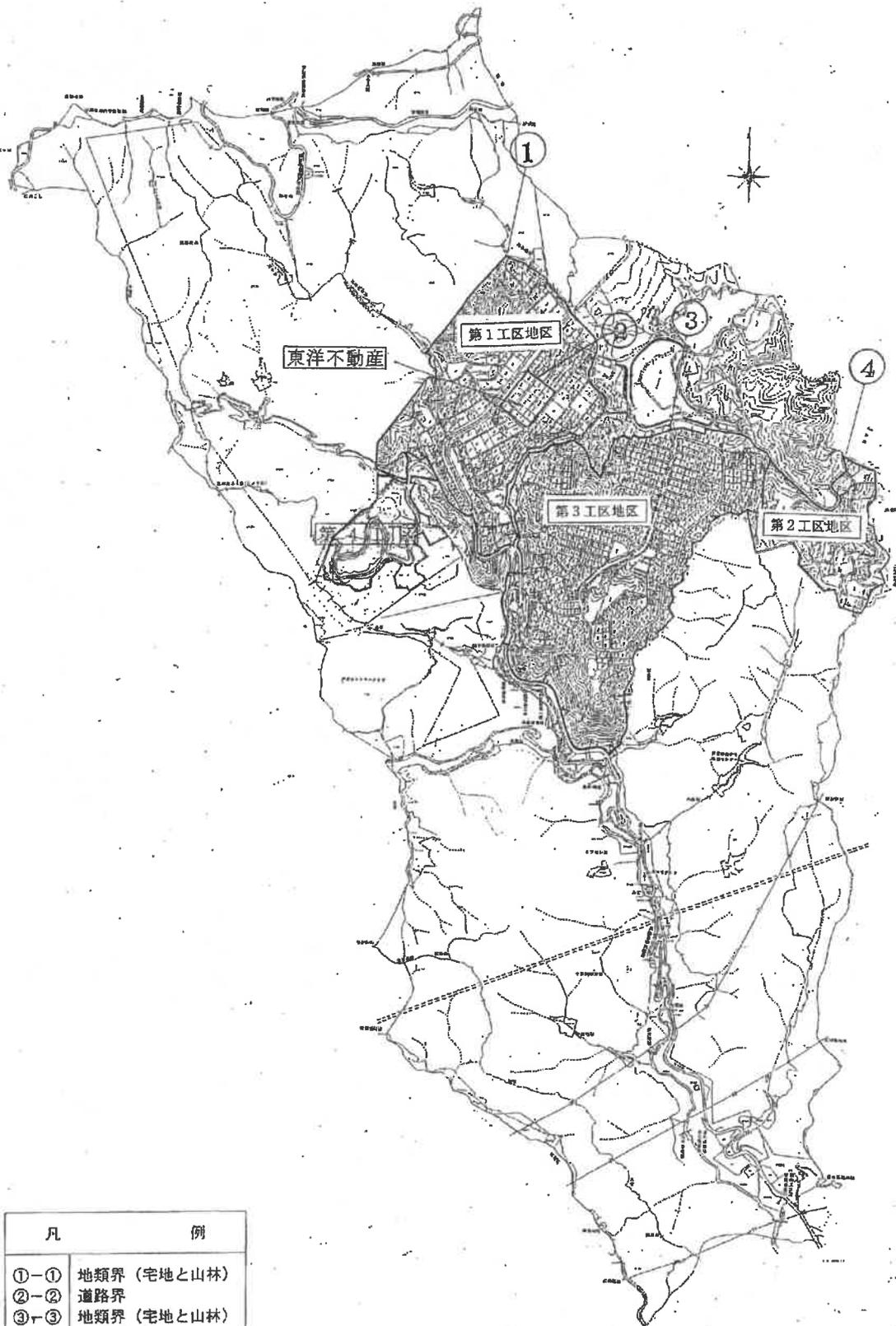
神戸市少年自然の家地区

瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例



凡	例
特	例
区	域
①~④	神戸市立自然の家敷地界

(奥山分譲地)



瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領(令和元年9月30日付け環自国発第1909302号)」、第3. 国立公園六甲山ビジョンの方針によるほか、下記の取扱方針によって運用する。なお、取扱方針に適合しない既存施設については、改築時に適合するよう指導を行うものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
全事業共通	<p>「第5.(1)許可届出取扱方針」の全行為共通の取扱方針と同じ。</p> <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園利用者の集まりやすい場所においては、危険木の処理に留意することとする。
道路(車道)	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 快適な公園利用や交通の安全確保又は防災のための拡幅整備、線形改良、災害対策工事を行うにあたっては、周囲の景観と調和するように留意する。 <p><施設基準></p> <p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> 線形半径、道路の縦断勾配等は、可能な限り現地形に順応させることなどにより、自然環境へ与える影響を必要最小限とする。 <p>(イ) 付帯工作物の外部意匠、色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第5.(1)許可届出取扱方針」の道路の取扱方針と同様とする。 <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 路傍の眺望地においては、通景を確保するため「眺望満喫プラン」に沿った維持管理を行う。 静謐で安全・快適な公園利用環境を確保するため、車両による速度や騒音を抑制するための対策を検討・実施する。 自動車と歩行者・自転車との事故を防止するため、歩道や通行帯、注意喚起標識等、安全確保のための整備を図る。
道路(歩道)	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 毎日登山、山上散策、全山縦走等六甲山の多様なニーズに対応する六甲山らしい歩道(トレイル)と利用環境を総合的に整備する。 <p><施設基準></p> <p>(ア) 標識類</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第5.(2)許可届出取扱方針」の広告物の取扱方針と同様とす

	<p>るほか、「六甲山トレイル満喫プラン」のうち「六甲山のトレイル標識に関する共通ルール」に準拠する。</p> <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・情報発信にあたっては、「トレイル満喫プラン」に基づいて実施する。 ・歩道管理者は、登山団体・ボランティア団体と連携し、定期的な草刈・清掃等を実施するほか、日常的なパトロール及び台風等の後の速やかな影響把握に努め、適切かつ速やかに修繕等の措置を行う。 ・路傍の眺望地においては、通景を確保するため「眺望満喫プラン」に沿った維持管理を行う。 ・災害等により歩道の復旧が困難な区間においては、必要に応じて事業執行者その他関係機関と調整の上、代替ルートの整備を検討する。
園地	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地域の豊かな自然環境と冷涼な気候を活かし、自然とのふれあいや眺望を楽しむための場として整備する。 <p><施設基準></p> <p>(ア) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5.(1)許可届出取扱方針」の建築物の取扱方針と同様とする。 ・ただし、各施設内の建築物の意匠等は、その提供するサービスにふさわしい統一感のあるものとし、上質な利用環境を創出する。 <p>(イ) 標識類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5.(1)許可届出取扱方針」の広告物の取扱方針と同様とする。 <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望施設等の眺望地は、通景を確保するため「眺望満喫プラン」に沿った維持管理を行う。 ・各施設において、六甲山の自然・眺望・歴史・文化や山上のレクリエーション施設・アクティビティ等、多彩な魅力や楽しみ方を分かりやすく伝え、利用者の目的・ニーズに応じた情報の発信を行う。 ・車道に近接する場合は、路上駐車等を避けるため、利用者数に見合った十分かつ必要最小限の規模の駐車場を、敷地内の風致保護上支障の小さい位置及び工法で設置する。 ・利用施設等においては、原則としてユニバーサルデザイン化を

	進める。
宿舎	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・六甲山での眺望や自然、歴史にふれあい、滞在型利用を推進するための宿泊地として整備し、公園利用上適切な施設及びサービスの充実を図る。 <p><施設基準></p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路その他主要な展望地や山麓から望見した際に、スカイラインから大きく突出しない高さとする。 <p>(イ) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5.(1)許可届出取扱方針」の建築物の取扱方針と同様とする。ただし、勾配屋根を設置することによりスカイラインを突出する高さとなるなど、風致保護上の支障が増大する場合は、パラペットを設置することにより勾配を設けることでも可とする。パラペットの色彩は「第5.(1)許可届出取扱方針」の建築物の屋根の色彩に準拠する。 <p>(ウ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道に近接する場合は、路上駐車等を避けるため、利用者数に見合った十分かつ必要最小限の規模の駐車場を、敷地内の風致保護上支障の小さい位置及び工法で設置する。 ・自然とふれあうことができるような園地・散策路等の整備を行う。 <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者が上質な利用環境を楽しむことができるよう、施設の維持及び施設内の植生の管理に努める。 ・施設利用者に対して散策や探勝利用を推進するための情報提供等を図る。
野営場	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・静かな雰囲気の中で六甲山の自然に親しむ滞在型施設とするとともに、安全、衛生に十分留意した整備を行う。 <p><施設基準></p> <p>(ア) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5.(1)許可届出取扱方針」の建築物の取扱方針と同様とする。ただし、常設の天幕等の意匠はこの限りではないが、周辺の風致と調和した統一感のある形状・色彩とする。 <p>(イ) 施設配置</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・無秩序なテント設営やたき火を防止するため、これらが可能な場所が区分された施設配置とする。 <p>(ウ) 浄化槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道未整備地区にあつては、十分な処理能力を有した合併浄化槽を整備することとし、処理水放流先は周囲の自然環境や公園利用等に影響のない場所となるよう留意する。 <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用施設等においては、原則としてユニバーサルデザイン化を進める。
休憩所	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者の自然探勝、散策等の拠点や飲食などの休憩場所、展望地として活用されるよう地域の特性に応じた整備を図る。 <p><施設基準></p> <p>(ア) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、「第5.(1)許可届出取扱方針」の建築物の取扱方針と同様とする。 <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望施設等の眺望地は、通景を確保するため「眺望満喫プラン」に沿った維持管理を行う。 ・各施設において、六甲山の自然・眺望・歴史・文化や、山上のレクリエーション施設・アクティビティ等、多彩な魅力や楽しみ方を分かりやすく伝え、利用者の目的・ニーズに応じた情報の発信を行う。 ・車道に近接する場合は、路上駐車等を避けるため、利用者数に見合った十分かつ必要最小限の規模の駐車場を、敷地内の風致保護上支障の小さい位置及び工法で設置する。 ・利用施設等においては、原則としてユニバーサルデザイン化を進める。
駐車場	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期の利用状況に鑑み、適正かつ快適な公園利用のために路上駐車、道路の渋滞等が生じることのないよう必要な規模を整備する。 <p><施設基準></p> <p>(ア) 施設配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用面及び管理面を考慮して適正な配置・駐車台数とする。 <p><管理方針></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場に併設した展望施設等の眺望地は、通景を確保するため「眺望満喫プラン」に沿った維持管理を行う。 ・増設及び既設駐車場の改良に際しては、植樹帯の設置等、修景に留意する。 ・駐車場と付帯施設間においては、原則としてユニバーサルデザインを進める。
運送施設（索道運送施設及び鋼索鉄道運送施設）	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬器からの展望を楽しみながら山上へ至る施設として整備するとともに、駅舎周辺では園地、休憩所等の充実を図る。 ・公園事業としての認可が行われていない施設については、施設の再整備の際に公園事業として把握する。 <p><施設基準></p> <p>(ア) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5.(1)許可届出取扱方針」の建築物の取扱方針と同様とする。ただし、既存建築物を公園施設として事業認可する場合、特殊な用途の建築物にあつてはこの限りではない。 <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間休止していて、再開の見込みのない施設は、撤去を検討する。
運送施設（一般自動車道）	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな環境や山麓市街地、大阪湾等の景観を楽しむ施設として整備する。 <p><施設基準></p> <p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線形半径、道路の縦断勾配等は、可能な限り現地形に順応させることなどにより、自然環境へ与える影響を必要最小限とする。 <p>(イ) 付帯工作物の外部意匠、色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5.(1)許可届出取扱方針」の道路の取扱方針と同様とする。 <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東六甲展望台等の眺望地点については、「眺望満喫プラン」に基づいて計画的な植生の維持管理を行う。 ・公園利用及び交通の安全確保のために必要な施設を整備する。
植物園	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷涼な気候を活かした植物園として、その歴史を尊重し六甲地域の自然環境及び文化・歴史にふれあう場として整備する。 <p><施設基準></p>

	<p>(ア) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5.(1)許可届出取扱方針」の建築物の取扱方針と同様とする。ただし、屋外展示施設や温室等の特殊な用途の建築物にあつてはこの限りではない。 <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設において、六甲山の自然・眺望・歴史・文化や山上のレクリエーション施設・アクティビティ等、多彩な魅力や楽しみ方を分かりやすく伝え、利用者の目的・ニーズに応じた情報の発信を行う。 ・車道に近接する場合は、路上駐車等を避けるため、利用者数に見合った十分かつ必要最小限の規模の駐車場を、敷地内の風致保護上支障の小さい位置及び工法で設置する。 ・利用施設等においては、原則としてユニバーサルデザイン化を進める。
<p>博物展示施設</p>	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・六甲地域の自然環境及び文化・歴史を学習するとともに地域の利用案内や利用者への情報提供を行う施設として整備する。 <p><施設基準></p> <p>(ア) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5.(1)許可届出取扱方針」の建築物の取扱方針と同様とする。ただし、屋外展示施設等の特殊な用途の建築物にあつてはこの限りではない。 <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設において、六甲山の自然・眺望・歴史・文化や、山上のレクリエーション施設・アクティビティ等、多彩な魅力や楽しみ方を分かりやすく伝え、利用者の目的・ニーズに応じた情報の発信を行う。 ・周辺の歩道や散策道を活用し、利用前のショートレクチャーや、散策プログラム等の実施、地域の案内・解説活動と連携したプログラム提供等により、六甲山ならではの自然体験利用の推進を図る。 ・車道に近接する場合は、路上駐車等を避けるため、利用者数に見合った十分かつ必要最小限の規模の駐車場を、敷地内の風致保護上支障の小さい位置及び工法で設置する。 ・利用施設等においては、原則としてユニバーサルデザイン化を進める。

第6. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

1. 総合型協議会

「国立公園における協働型管理運営の推進について（平成26年7月7日環自国発第1407073号 自然環境局長通知）」においては、国立公園の管理運営計画の策定及び管理運営の推進にあたっては、関係者が参画する協議会（「総合型協議会」という。）を設置することとされている。

瀬戸内海国立公園六甲地域においては、「国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会」を総合型協議会と位置づけ、管理運営計画その他の検討を行ってきた。

引き続き、関係者の連携・協働による管理運営の推進を図ることとする。

また、概ね5年毎に管理運営計画の達成状況評価や同計画と公園の実態との比較を行い、必要性が認められれば同計画の改定について検討を行うこととする。

2. 六甲山グランドデザインとの連携

六甲山・摩耶山の魅力ある自然を活用し、自然保護との最適なバランスを保ちながら活性化を図ることを目的として、「六甲山再生委員会」が平成30年3月に設置された。

六甲山の目指すべき方向性及び民間資本の誘導による六甲山の活性化を図るため、六甲山全体とそれらを構成する六甲山、摩耶山、布引、再度山の各ゾーンのビジョンとして「六甲山グランドデザイン」を策定した。

今後、六甲山グランドデザイン実現のため、官民一体となった取組を進めていくこととする。

六甲山グランドデザイン

街とつながり人が集う賑わいの山

「都市山・六甲」

瀬戸内海国立公園の一部である六甲山は、古来よりこの地域のシンボルとして存在してきた。

ある時は、自然に向き合いながら開発し、四季それぞれに楽しめるレジャーや体験型施設等による非日常空間も山上に誕生させてきた。またある時は、自然を守り、自然そのものを再生することで、そこに訪れる誰もがくつろげる空間を形成してきた。

六甲山に住まう人、六甲山で働く人、六甲山を訪れる観光客、それら全てを受け入れ、10年後、20年後、そしてその先も、後世に継承すべき自然景観を守りつつ、六甲山の魅力を磨くとともに新たな価値を創造、発信することで、多くの人々を持続的に惹きつける賑わいの山として、六甲山は進化していく。

